

付申請書に第2号様式による実施計画書を添付して、大臣に提出するものとする。

(交付決定の通知等)

第6条 大臣は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、これを審査のうえ、予算の範囲内において交付決定を行い、第3号様式による交付決定通知書（増（減）額の交付決定にあつては、第3号の2様式による交付決定通知書）を機構に送付するものとする。

2 機構は、大臣から補助金の交付決定の通知を受けたときは、速やかに、補助金の交付を補助対象者に通知するものとする。

3 大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第7条 機構は、補助対象者に対する補助金の交付の決定後、補助対象者から、その交付の決定に係る申請の取り下げがあったときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(計画変更)

第8条 機構は、第2号様式による実施計画書を変更しようとするときは、第4号様式による変更承認申請書に第2号様式による実施計画変更書を添付して、大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りではない。

2 大臣は、第2号様式による実施計画書の変更の申請があつたときは、その内容を審査のうえ、承認し、第5号様式による承認書を機構に通知するものとする。

3 機構は、第1項ただし書による軽微な変更を行ったときは、第6号様式による変更届に、第2号様式による実施計画変更書を添付して、大臣に届け出なければならない。

(状況報告)

第9条 機構は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の実施状況について、毎会計年度第2四半期終了後、及び大臣の要求があつたときは速やかに、第7号様式による実施状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 機構は、補助対象者から、補助事業が年度内に完了しない見込みである旨又は補助事業の遂行が困難となつた旨の報告を受けたときは、第7号様式による実施状況報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 機構は、補助対象者の補助事業が完了したときは、補助対象者から補助事業の実績報告書を提出させ、補助事業完了の日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、第8号様式による実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助事業の全部が交付決定年度内に完了しないときは、翌年度の4月30日までに、第9号様式による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 大臣は、前条本文に定める実績報告書の提出を受けたときは、これを審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、第10号様式による通知書を機構に送付するものとする。

2 機構は、大臣から補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに、補助金の額を補助対象者に通知するものとする。

(利益の納付)

第12条 補助対象者が、補助の対象施設の営業開始後、自ら調達した資金（当該施設の整備に要した費用のうち国及び地方公共団体からの補助金を除く。）の回収後において、補助事業により整備された都市鉄道施設又は駅施設の営業を行う者から支払われる当該施設の使用料によって毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、機構は、

翌事業年度において当該利益の額の3分の1に相当する金額を、国から交付を受けた補助金の総額に相当する額に達するまで、国庫に納付するものとする。

- 2 機構は、補助の対象である施設の営業が開始された翌年度から、国から交付を受けた補助金の総額に相当する額を納付するまでの間、毎年6月末までに、第11号様式による利益額計算書を大臣に提出しなければならない。ただし、国から交付を受けた補助金の総額に相当する額を納付したときは、この限りではない。

(利益の額の計算)

- 第13条** 前条第1項の利益の額は、収益から費用を控除した残額とする。
- 2 前項の収益は、営業収益及び営業外収益（特別利益又は繰越利益金を含み、国及び地方公共団体からの補助金を除く。）について大臣が査定した額の合計額とする。
- 3 第1項の費用は、営業費用（法人税、都道府県民税その他の諸税を含む。）及び営業外費用（特別損失又は繰越欠損金を含む。）について大臣が査定した額の合計額とする。
- 4 都市鉄道利便増進事業と兼営する他の事業に関連する収益及び費用の都市鉄道利便増進事業への配賦は、鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号）第20条の規定に準じて取り扱うものとし、同条に定めのないものは、大臣が査定したところによる。
- 5 その他前条の納付に関し必要な事項は、大臣が別に定める。

(概算払の請求)

- 第14条** 機構は、補助対象者の請求に基づき、国から補助金の概算払を受けようとするときは、第12号様式による請求書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の整理)

- 第15条** 機構は、補助事業に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければなら

ない。

- 2 機構は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、保存しなければならない。

(取得財産の整理)

- 第16条** 機構は、補助対象者に対し、補助事業によって取得した財産（以下「取得財産」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産の取得時期、所在場所、価格及び取得財産に係る補助金等の取得財産の状況が明らかになるよう、整理させなければならない。

(帳簿等の保存)

- 第17条** 機構は、補助対象者に対し、次に掲げる帳簿等を、大臣が別に定める期間、保存させておかなければならない。
- (1) 第15条第1項に規定する帳簿
(2) 取得財産の得喪に関する書類
(3) 取得財産の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産の管理等)

- 第18条** 機構は、補助対象者に対し、取得財産について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにさせなければならない。

(取得財産の処分の制限)

- 第19条** 機構は、補助対象者の取得財産について、補助事業の完了後においても、大臣が別に定める期間は、大臣の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供させてはならない。

(監督)

- 第20条** 大臣は、必要と認めるときは、機構及び補助対象者に対して、補助事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めることができる。

(鉄道局長への委任)

第21条 第8条第1項ただし書、第13条第5項、第17条及び第19条の大臣が別に定める事項その他この交付要綱の実施に関して必要な事項は、鉄道局長が定めるところによる。

(附 則)

この交付要綱は、平成17年8月16日から適用する。

**都市鉄道利便増進事業費補助交付要綱
実施細目**

(平成17年8月16日 国鉄都第20-4号)

(総則)

第1条 都市鉄道利便増進事業費補助交付要綱(平成17年8月16日国鉄都第20-4号。以下「交付要綱」という。)の実施細目に関しては、この細目によるものとする。

(軽微な変更の範囲)

第2条 交付要綱第8条第1号ただし書きの大臣が定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 工事件名ごとの工事費の流用先の工事費の当初計画額の30%以内の増額又は1千万以内の増額のいずれか低い額
- (2) 1千万以下の工事件名の追加

(利益の納付)

第3条 交付要綱第13条第5号の大臣が定める納付に関する必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象者が利益を納付する際は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて国に納付するものとする。

(補助事業によって取得した財産の処分制限の解除)

第4条 交付要綱第17条及び第19条の国土交通大臣が定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める耐用年数等の期間を経過した場合

(附 則)

この実施細目は、平成17年8月16日から適用する。